

令和元年度藤枝市新エネルギー機器等設置費補助金について(概要)

【強制循環型太陽熱利用設備を設置する方用】

1 交付申請受付期間

令和元年6月10日(月)～令和2年2月28日(金)

ただし、予算額(500万円※)に達した時点で受付を終了します。

※家庭用燃料電池との総額

2 対象者(次の(1)～(5)のすべてに該当すること)

- (1) 市内の住宅(併用住宅も可)に強制循環型太陽熱利用設備を設置する方(貸与は除く)
- (2) 令和元年度県補助金の交付決定を令和元年度中に受ける方
- (3) 交付申請時に未着工であること。ただし、平成31年4月1日(月)から、令和元年6月9日(日)までに着工した場合は、対象者とします。
- (4) 納付すべき市税を滞納していない方
- (5) “もったいない”エコファミリー宣言をしている方(申請時の宣言でも可)

3 補助金額

県補助対象経費から県補助金額を差し引いた金額の10分の1の額で、千円未満は切捨て(上限5万円)。

4 手続き(手順)

(1) 着工前に、次の申請書類をすべて揃えて提出してください。

- ①補助金交付申請書(第1号様式)
- ②強制循環型太陽熱利用設備に係る工事内容内訳書
- ③設置場所、区分、住居形態、工事着手予定年月日、工事完了予定年月日、県補助対象経費及び②の工事内容内訳書の項目がすべて確認できる書類(工事契約書等)
- ④市税の滞納がないことの証明(3ヶ月以内に発行された完納証明書等)
- ⑤“もったいない”エコファミリー宣言

市役所納税課
で発行

(2) 市より、補助金交付決定通知書(第2号様式)を送付します。

着工 → 工事完了 → 県補助金交付申請 → 県補助金交付決定

(3) 県補助金の交付決定通知が届いたら、30日以内に、次の書類をすべて揃えて提出してください。

- ①実績報告書(第5号様式)
- ②県へ提出した「補助金交付申請書」の写し
- ③県へ提出した「領収書内訳書」の写し
- ④県からの「補助金交付決定通知書」の写し
- ⑤請求書(第7号様式) ← 提出日・日付・文書番号は記入しないこと
- ⑥振込先口座の通帳の写し(金融機関名・支店名・口座種別・口座番号・名義人を示す部分)

《裏面へ続く》

(4) 市より、補助金交付確定通知書（第6号様式）を送付します。

通知書送付後3～4週間程度で振込先口座へ補助金を振り込みます。

(5) “もったいない”エコファミリー宣言をした方は、3か月以上経過後に「エコファミリーの取組み」を市へ提出してください。

※ 留意事項

- ① (1)の交付申請書及び(3)の実績報告書に不備があった場合は、受付ができませんので、速やかに訂正等をお願いします。
- ② 交付申請の補助金額の総額が予算額を超えた場合は、超えた日に到着した交付申請書（不備があるものを除く）の中から、抽選により申請受付順を決定します。
- ③ **次のいずれかの事由により、交付申請書の内容を変更又は中止した場合は、速やかに補助金変更（中止）承認申請書（第3号様式）を提出してください。**
 - ア 強制循環型太陽熱利用設備の設置計画を変更した。（この場合、変更内容が確認できる書類を添付してください。）
 - イ 強制循環型太陽熱利用設備の設置を中止した。
 - ウ 手続きの不備等により、県補助金の交付を受けられなくなった。
 - エ 実績報告書（第5号様式）の提出が、市が定めた提出期限に間に合わないことが判明した。
- ④ **確実に円滑な補助金交付事務を遂行するため、県補助金交付決定後は指定された期限内に速やかに手続きを行ってください。**

5 提出先・問い合わせ先

郵送または窓口へ直接提出（※郵送で提出の場合は、確実な配送のためにも簡易書留・特定記録郵便での郵送をおすすめします。）

郵送先：〒426-0026 藤枝市岡出山二丁目15-25 藤枝市役所南館3階
環境政策課 新エネルギー機器等補助金担当 宛て

窓口：藤枝市役所 南館3階 環境政策課窓口まで

電話番号：054-643-3183

FAX 番号：054-631-9083

ホームページ：<https://www.city.fujieda.shizuoka.jp>

（参考）県補助金に関する問い合わせ先

静岡県地球温暖化防止活動推進センター

電話番号：054-205-8230（平日13:00～17:00）

ホームページ：<http://scca.net>